第三百八十五号

六月十二日

日

月

曜

令和五年

目 次

示

○建築基準法に基づく道路位置指定…………………………………………………………………………三八三

○土地改良区役員の退任及び就任………………………………………………………三八三

○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更………三八四

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)…………………三八四

○開発行為に関する工事の完了について……………………………………三八四

告 示

## 山梨県告示第百六十三号

備え置いて縦覧に供する。 の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 山梨県峡東建設事務所に

令和五年六月十二日

山梨県知事

長 崎 幸 太 郎

- 指定の年月日 令和五年六月二日
- $\equiv$ 指定道路の位置 笛吹市春日居町鎮目字小島田二百五十二番
- $\equiv$ 指定道路の幅員 五・〇〇メートル

四 指定道路の延長 十九・三三メートル

公 告

ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日 随意契約の相手方の決定について

> るものである。 に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係 九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、 経済上の連携

令和五年六月十二日

随意契約に係る役務

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

山梨県情報セキュリティクラウド運営管理業務

数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

名称 山梨県総務部情報政策課

所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

随意契約の相手方を決定した日 令和五年四月一日

随意契約の相手方

株式会社YSKe-co

山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号

五. 契約金額 五千四百八十九万四百二十一円

契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 者であるため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令第三百七十二号) 第十一条第一項第二号該当) 随意契約によることとした理由 山梨県情報セキュリティクラウド構築業務の受託

土地改良区役員の退任及び就任

用水土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、

令和五年六月十二日

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

退任

事 員 外監	役職名
山本伸二	氏名
号甲府市丸の内一丁目十八番一	住所
令和五年三月三十一日	退任年月日

就任

県公 報 第三百八十五号 令和五年六月十二日

Щ

梨

Щ

梨 県

土地改良法 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により県営土

を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に 地改良事業(身延南部地区中山間地域総合整備事業)計画を変更したので、同条第六項 のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。 審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、 において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類 令和五年六月十二日 前記の審査請求

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- $\stackrel{-}{-}$ 縦覧期間 この公告の日から令和五年七月十日まで
- $\equiv$ 縦覧場所 身延町役場
- 五四 審査請求期間 この公告の日から令和五年七月二十五日まで

取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和五年十二月十二日まで

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

令和五年六月十二日

長 太郎

二 公共施設の種類、位置及び区域 百五十三番一及び二千二百五十三番十一から二千二百五十三番二十五までの区域 開発区域 (工区) に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町小立字豆塚二千二

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園 広場	次の図のとおり

縦覧に供する。 (「次の図」 は、 省略し、その図面及び関係書類を富士河口湖町役場に備え置いて

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 キスイハイム株式会社 代表取締役 吉田匡秀 東京都新宿区西新宿三丁目七番一号 東京セ

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 完了した。

令和五年六月十二日

十までの区域 十八番二十まで、二千七百四十一番五及び二千七百四十三番一から二千七百四十三番 十六番二並びに字上八本木二千七百三十八番一、二千七百三十八番五から二千七百三 千六百七十五番一、二千六百七十五番三から二千六百七十五番十九まで、二千六百九 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 山梨県知事 南都留郡富士河口湖町船津字中八本木二 長 崎 太 郎

二 公共施設の種類、 位置及び区域

道路 公園 広場	公共施設の種類
次の図のとおり	位置及び区域

部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士河口湖町役場及び富士・東

Ξ 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町船津七千五百十 株式会社加取 代表取締役 白壁 竜次

開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

令和五年六月十二日

山梨県知事 崎 太郎

千二百十九番、 二百十六番一、千二百十六番八、千二百十七番一、千二百十七番四、千二百十八番、 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 千二百二十番四、 千二百二十番五、千二百二十三番の一部、千二百二 南都留郡富士河口湖町船津字上土足戸千

山梨県公報第	社古名屋 代表取締役社長 伴野 公亮二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県十四番の一部及び千二百二十五番の一部の区域
第三百八十五号 令和	位長 伴野 公亮の住所及び氏名 山犁日二十五番の一部の区
令和五年六月十二日	社古名屋 代表取締役社長 伴野 公亮二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県甲府市中央一丁目七番十五号 株式会十四番の一部及び千二百二十五番の一部の区域
三八五	

発行者 山 和	山梨県公報
梨県	
甲府市丸の内一丁目六番一号	第三百八十五号
1目六番一号	令和五年六月十二日
印刷所(株サンニチ印刷)	Н
甲府市北口二丁目六番	
	三八六